

本年^注 1 月 1 日時点で、本市に住民登録がなかった方は 市民税情報を確認することができません

注 「本年」とは、1 月から 5 月の時点では「前年」と読み替え、6 月から 12 月の時点では、「本年」となります。（接種を行う時点の月）

市民税の賦課期日（1 月 1 日）に、本市に住民登録がない方は、市民税情報を確認することができません。

上記に該当する方で、現在名古屋市内に住民登録のある市民が、本市の助成制度を利用して小児のおたふくかぜ、高齢者肺炎球菌、带状疱疹、高齢者インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症予防接種を受けるにあたって

① 市民税非課税確認書を取得し、指定医療機関へ提出する場合

電子申請、郵送申請および窓口申請により発行することができます。

- ・1 月 1 日は**市外在住**だった

→ 1 月 1 日時点で住民票があった市町村で、世帯全員分の**市町村民税・都道府県民税証明書**（非課税であることが分かるもの）の提出または添付が必要です。

- ・1 月 1 日は**海外在住**だった

→ **日本にいなかったことを証明する書類**（例. パスポートのコピー＜顔写真のページ及び出入国日が確認できるページのコピー＞等）の提出または添付が必要です。

※市民税非課税確認書の発行手数料は無料です。

② 必要書類を指定医療機関へ提出する場合

1 月 1 日時点で住民票があった市町村で、世帯全員分の**市町村民税・都道府県民税証明書**（非課税であることが分かるもの）および、**世帯全員が記載されている住民票の写し**の提出が必要です。

※市町村民税・都道府県民税証明書および住民票の取得には、それぞれ手数料が必要です。そのため、手数料が接種費用を上回ってしまう可能性があります。

※名古屋市外（愛知県内）で接種を希望される方は、予防接種相談窓口 052-972-3969 へご相談ください。